

# 令和6年度善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和7年2月20日(木) 午後1時30分～午後2時30分

開催場所 善通寺市役所 3階 301会議室

出席委員 佐柳 智恵美 渡邊 公照 藤澤 孝男 向井 隆朗  
香川 宗寛 高畑 光宏 山根 昭子 大西 稔

事務局 保健福祉部長 中山 淳  
市民生活部長 佐柳 学  
保健課長 香川 昇  
税務課長 高畑 往立  
保健課課長補佐 津島 智子  
保健課係長 松本 昌子  
保健課主事 渡邊 奈菜  
税務課主事 森内 大貴

- 議事 (1) 諮問事項  
善通寺市国民健康保険税の賦課限度額の改正(案)及び軽減対象者の拡大(案)について
- (2) 報告事項  
令和5年度特別会計国民健康保険決算について  
令和5年度特定健康診査等の実績について

## 議事録

### (事務局)

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和6年度善通寺市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は、本日の進行を務めます保健課長の香川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議録は、事務局にて作成し議事録署名人のご署名をいただいた後、ホームページにて公表することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の委員の皆様方の出席状況について、ご報告いたします。

事前にご欠席の連絡をいただいている委員は藤田委員1名で、委員定数9名中、8名の出席でございます。善通寺市国民健康保険運営協議会規則(以後、規則と申しますが)第7条に基づき、委員定数のうち半数以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、諮問事項として、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正(案)及び軽減対象者の拡大(案)について、ご審議いただきたく存じます。また、令和5年度の決算状況及び保健事業についてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、高畑会長よりご挨拶をお願いいたします。

### (会長)

本日は、令和6年度善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、お忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

今回は、国民健康保険税の賦課限度額改正及び軽減対象者の拡大についての諮問があり、本協議会に意見を求められているところでございます。皆様には忌憚のないご発言をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、保健福祉部長がご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

みなさん、こんにちは。保健福祉部の中山でございます。本日は、国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、公私御多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は本市の国民健康保険事業に対し格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月に令和7年度税制改正大綱が閣議決定され、国民健康保険については、今後も高齢化等による医療費の増加が見込まれることから、中間所得層の負担をできる限り緩和する狙いで、国民健康保険税の賦課限度額の引上げの方針が示されました。

実際の限度額は、国が政令で定める金額を上限として、市の条例で定めることとなっております。併せて、軽減判定所得の基準額引き上げについても、委員の皆さまにご審議をいただきたいと思っております。

また、令和5年度の決算状況及び保健事業についてご報告させていただきますので、皆様からの率直なご意見を賜りたいと思っております。

最後になりましたが、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方の御指導と御助言をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、次第4の議事でございます。これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項において「協議会の議長は、会長が当たる」とありますので、会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。

本日の会議録の署名委員を指名します。本日の会議の署名委員につきましては、向井委員と佐柳委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

まず、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正（案）及び軽減対象者の拡大（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

税務課より、諮問事項となっております賦課限度額改正を含め、令和7年度税制改正についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。お手元に諮問書の写しをお配りしておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

それでは資料1ページをご覧ください。1ページ目は令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正のうち、国民健康保険税の改正内容を抜粋したものになります。この改正内容につきましては、令和7年4月1日に改正後の関係政令が施行される予定となっております。

改正内容は、大きく分けて2点あります。1点目は、賦課限度額の引き上げです。2点目

は、低所得者に係る保険税の軽減対象者の拡大です。

まず、1点目の賦課限度額の引上げについてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。これは限度額を引上げるにより、今後の税率改正の際、中間所得層の被保険者に配慮した見直しが可能となること、又、全国レベルで基礎課税・後期高齢者支援金等課税・介護納付金課税の限度額超過世帯割合の均衡を図るため、実施されるものであります。

内容としましては、後期高齢者支援金等課税の限度額が24万円から26万円に上げられます。

4ページ目には、参考資料として、現在の県内自治体の税率及び賦課限度額を記載しています。現在、本市を含め県内8市9町全てにおいて、国の政令に基づく賦課限度額を適用しております。

この改正は、高所得者層に負担をお願いするものではありませんが、国保税収確保のため、令和7年度におきましても限度額引上げのための条例改正を行いたいことから、本協議会のご意見を伺いたく、諮問させていただきます。

なお、2ページ目で試算しておりますとおり、約60万円程度の調定額の増額を見込んでおります。

続きまして、低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大についてご説明いたします。3ページ目をご覧ください。地方税法施行令の改正によりまして、5割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が、29万5千円から30万5千円に、2割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が54万5千円から56万円に上げられる予定です。

改正後の判定所得を適用した場合で試算した結果、新たに35人、26世帯が軽減対象となり、調定額は、約88万円程度の減額となる見込みとなっております。

以上の改正について、本協議会にお諮りし、善通寺市国民健康保険税条例の改正後、令和7年度分以降の国民健康保険税について適用したいと存じます。

以上で税務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局から説明に対しまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思います。

(委員)

質問・意見なし

(会長)

ご意見・ご質問等がないようでしたら、改正については適当ということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(会長)

ありがとうございました。それでは、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税の軽減対象者の拡大については、適当という内容で答申書を作成したいと思います。作成は会長である私に一任していただけますでしょうか。

(委員)

一任します。

(会長)

ありがとうございます。答申書ができましたら、後日、委員の皆様へ郵送いたします。  
続きまして、令和5年度特別会計国民健康保険決算状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

保健課より、令和5年度特別会計国民健康保険の決算状況について説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず、歳入の決算状況について説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

令和5年度の1款国民健康保険税は、5億2,175万9,920円となっております。前年度と比較すると、約2,500万円減少しておりますが、これは、世帯数と加入者数の減少によるものです。続きまして、2款使用料及び手数料 22万2,000円、3款国庫支出金 13万2,000円、6款県支出金 27億2,001万4,737円、7款諸収入 936万1,207円となっております。8款繰入金は、2億6,503万8,793円となっており、こちらは、一般会計から特別会計国民健康保険に繰り入れるものです。前年度と比較すると、約1,400万円の減少となります。続きまして、9款財産収入 7万5,405円、10款繰越金 7,369万5,582円となっております。

歳入の合計は35億9,029万9,644円となっており、前年度と比較すると、2億3,135万5,612円減少しています。主な要因は、世帯数と加入者数の減少による国民健康保険税収入及び繰入金の減少となっております。

次に、歳出の決算状況について説明いたします。6ページをご覧ください。

令和5年度の1款総務費は、2,397万2,802円、2款保険給付費は、26億4,946万8,355円となっており、前年度と比較すると、約2,200万円増加しています。被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者への移行等により減少傾向にありますが、高齢者の割合は増加しているため、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。続きまして、3款国民健康保険事業費納付金 8億106万1,005円、4款共同事業拠出金 39円、5款保健事業費 2,239万3,696円、7款諸支出金は、263万8,500円、8款基金積立金は、3,081万5,000円となっております。

歳出の合計は、35億3,034万9,397円となっており、前年度と比較すると、1,374万5,335円減少しています。保険給付費の増加と基金積立金の減少が主な要因となっております。

結果、令和5年度の収支差引額は、5,995万247円の黒字となりました。

予算名称別の決算状況の詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で、令和5年度国民健康保険の決算状況についての報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局から説明に対しまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思います。

(委員)

質問・意見なし

(会長)

それでは、こちらの件につきましては以上で終了させていただきます。

続きまして、令和5年度保健事業について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

引き続き着座にて失礼いたします。保健課より、令和5年度の保健事業について説明いた

します。

11ページをご覧ください。まずは、1の特定健診受診率についてです。

男性は対象者1,877人のうち697人が受診され、受診率は37.1%、女性は対象者2,053人のうち979人が受診され、受診率は47.7%、合計の受診率は42.6%となっております。

中段のグラフは、県内市町の受診率のグラフです。香川県の平均受診率は44.4%です。善通寺市は県内9位であり、前年度と比較すると受診率は上昇しています。

次に、2の特定健診未受診者勧奨についてです。

令和5年度の特定健診未受診者勧奨は業者に委託して実施し、通知及び電話による受診勧奨を行いました。12ページをご覧ください。通知による受診勧奨は、年度末年齢が40歳から75歳までの方及び令和2年度から令和4年度の受診履歴から勧奨効果の高い方について優先順位付けを行い、上位2,000人に受診勧奨を実施しました。そのうち499人が受診され、受診割合としては約25.0%となりました。電話勧奨による受診勧奨は、通知による受診勧奨対象者を除き、年度末年齢が69歳から75歳までの方1,000人に対して、電話勧奨を行う旨の通知を事前に送付したあと、電話勧奨を実施しました。そのうち460人が受診され、受診割合としては46.0%となりました。

なお、令和6年度は通知による勧奨を業者に委託し、対象者を選定のうえ受診勧奨を実施しました。

また、令和5年度、6年度ともに、商業施設等での受診勧奨ポスターの掲示や次年度特定健診対象者となる方に対する通知による周知啓発を行いました。

続きまして、3の特定保健指導実績についてです。13ページをご覧ください。

市が保健指導の案内及び指導を直接行う方式と、人間ドック実施医療機関2施設に委託し実施する方式を併用して実施しました。コロナ渦前と同じ形態での特定保健指導の実施は難しく、保健指導率は18.9%に低下しています。現在行っている訪問や電話等による個別保健指導及び集団での保健指導の実施を継続して行い、保健指導率を再度向上させることを目標としていきます。

以上で、令和5年度の保健事業についての報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局から説明に対しまして、ご質問・ご意見をお受けしたいと思っております。

(委員)

特定健診の受診率について、男性が女性より少し低い結果となっておりますが、理由等はあるのでしょうか。

(事務局)

年齢層や必要性に応じて勧奨を行う場合はありますが、男女の差なく勧奨させていただいております。勧奨を行った方の中には、すでに医療機関を受診されている方もいらっしゃいます。その割合が男性の方が多かったことが、特定健診の受診率に影響したとも考えられます。今後、行動パターンを含め、さらに分析を行っていきたいと思っております。

(委員)

特定健診の受診率の向上のために県内全域で取り組んでいることはありますか。特定保健指導の実施率については、令和元年度から大きく下がっていて驚きました。原因は何かあるのでしょうか。また、特定保健指導の実施医療機関2施設はどちらでしょうか。

(事務局)

集団健診や個別健診、受診勧奨等、市が独自で行っているものと業者へ委託して行っているものがあります。県内市町において受診率向上のための取り組みは大きく差はないと思いますが、近年では、人間ドックの実施方法の見直しやがん検診と特定健診の同時受診の検討をしている市町もあります。他の市町とも情報共有しながら、受診率向上に努めていきます。

特定保健指導の実施率について、当時は、特定保健指導専属の専門職を雇用して力を入れていた時期であり、以降は新型コロナウイルスの流行やマンパワーの問題等により低下しています。特定保健指導を委託している医療機関2施設は、成人医学研究所とまるがめ医療センターです。医療機関での実施の中で、本人の健康意識を維持できず、継続した支援を行うことが難しいといった方もいらっしゃいます。そういった場合には、市が訪問等で介入してはいますが、なかなか実施率が上がらないのが現状ですので、今後対策等を行う必要があると思っています。

(委員)

75歳の誕生日を迎える年度について、74歳時点で加入している保険と後期高齢者医療の両方から案内が届くと思いますが、どちらで健診を受診すればよいのでしょうか。

(事務局)

各保険者において、年に一度の健診を推奨されていますが、保険の切り替えの年度の方は、74歳時点で加入されている保険での健診と後期高齢者医療制度での健診のどちらかで、ご自身のタイミングでご受診いただけたらと思います。

(委員)

例えば、申込をした時点では協会けんぽ、受診日時点では後期高齢者医療制度、ということもあると思います。保険制度をよく理解できていないまま協会けんぽで申込み、受診日当日にはすでに後期高齢者医療制度に切り替わっており協会けんぽの資格がないとなると、混乱してしまう市民もいるのではないのでしょうか。

(事務局)

本市としては、例えば、7月に75歳の誕生日を迎えた方は翌月の8月に受診券を送付します。送付があった時点で、後期高齢者医療制度に切り替わっており、協会けんぽではなく後期高齢者医療制度で健診の受診を検討していただくことになります。74歳の段階では、後期高齢者医療制度の受診券の送付は行っていませんので、すでにお手元にあります協会けんぽの受診券を使用して受診いただくようになります。ご不安やご不明点があれば、直接お問い合わせいただいて、いつ受診される予定であるかを確認させていただく等、個別に対応させていただきます。

(委員)

人間ドックを受ける予定がありますが、前立腺がんは対象でないですか。

(事務局)

本市の人間ドックは、前立腺がん等のがん検診と特定健診の内容を含めたものになっています。また、市内の医療機関で個別健診として受けるといった方法も可能です。

(委員)

バリウム検査をすると、必ずと言っていいほど精密検査の必要があるといった結果が出ます。その後は、自費で胃カメラを使用した精密検査を受けるようになりますよね。市の胃がん検診での自己負担額の設定はどのようにされていますか。

(事務局)

本市の胃がん検診では、胃カメラかバリウムか選択いただくようになっています。人間ドックも同様です。ただし、胃カメラを選択された場合は、バリウムより多く自己負担金をいただくようになっています。胃カメラは台数や検査にかかる時間の都合で、その日に受けられる件数が制限されることがあります。

(会長)

他にご質問・ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

(委員)

質問・意見なし

(会長)

これもちまして、議事は終了しましたので、本日の協議会を終了したいと思います。最後に事務局からの連絡事項はございますか。

(事務局)

今年度の運営協議会について、開催の予定はございません。来年度の開催日程につきましては事前に調整させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

(会長)

以上もちまして、本日の国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。